長野県宝の指定及び長野県天然記念物の指定解除について

文化財・生涯学習課

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項及び第31条第1項 の規定により、下記のとおり長野県宝に指定し、長野県天然記念物の指定を解除する ものとする。

記

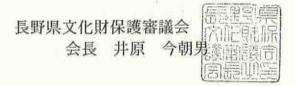
1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び氏名 又は名称
まった ちじんじゃほんでん 安布知神社本殿 はいでん	2棟	下伊那郡阿智村駒場	下伊那郡阿智村駒場2079番地
及び拝殿		2079 番地	宗教法人 安布知神社
けんぽんちゃくしょくあいぜんみょうおうぞう 絹本著色愛染明王像	1幅	佐久市協和 1054 番地	佐久市協和 1054 番地
			宗教法人 福王寺

2 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名称	所 在 地	指定告示
八生のカヤ	中野市大字桜沢字大進 1249 番地	平成 19 年 1 月 11 日 長野県教育委員会告示第 1 号

長野県教育委員会 様



長野県宝の指定及び長野県天然記念物の指定解除について (答申)

平成27年2月5日付け26教文第748号及び平成27年8月26日付け27教文第306号で諮問のありましたことについて、下記のとおり長野県宝に指定すること、及び長野県天然記念物の指定を解除することが適当である旨答申します。

記

1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
安布知神社本殿及び 拝殿	2棟	下伊那郡阿智村駒場 2079番地	下伊那郡阿智村駒場 2079 番地 宗教法人 安布知神社
絹本著色愛染明王像	1幅	佐久市協和 1054 番地	佐久市協和 1054 番地 宗教法人 福王寺

2 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名 称	所 在 地	指定告示
八生のカヤ	中野市大字桜沢字大進 1249 番地	平成 19 年 1 月 11 日 長野県教育委員会告示第 1 号

長野県宝等候補物件調査票

1 種 別 建造物

2 名 称 安布知神社本殿 (1棟) · 拝殿 (1棟)

3 所在地 下伊那郡阿智村駒場2079番地

4 所有者の住所及び名称 下伊那郡阿智村駒場2079番地 宗教法人 安布知神社

5 管理者の住所及び名称 同 上

6 現 状

(1) 沿 革

現在、安布知神社とよばれる本社は、常業命・警笛別命・猿佐男尊の三神を祀る下伊那郡阿智村駒場にある大社である。天正元年(1573年)に領主である小笠原信簀(?-1579)が近江国三井寺より新羅明神を勧請して現在の地に社殿を造営したといわれる。慶長6年(1601年)以降、幕府より10石を受領していた。

小笠原文書には、「神殿造営は出組檜皮葺、宮殿結構美尽セリ。」とあり、「又社地境内ニー宇ヲ建テ、文殊菩薩、般若菩薩、宿主菩薩並ニ十一面観世音大士、古来ヨリ安置シ奉ル。」とある。慶安2年(1649年)8月17日に交付された朱印状からも「信濃國伊那郡駒場村新羅明神社領同所内拾石」が安堵されていることが確認される。

本社は、鎮座地の地名から「清坂社」、また、祭神から、「新羅大朝神社」、「清坂八幡社」、「八意宮」などといわれたが、明治5年(1872年)に「安布知神社」と改められ、駒場村の産土神として村社に列せられた。駒場村社寺明細帳の記録に「安布知神社 是ハ文化元年甲子年十一月京都吉田家ヨリ宣称」とあり、また、文化元年(1804年)10月16日付の神萱我(安布知社所蔵)にも「安布知神社」との呼称がみえる。このように、文化元年には「安布知神社」に改まっていたと考えられる。

本社には、神宮寺として真言宗神光寺が本社の南にあったとされるが、廃寺となり、本尊の文殊菩薩や十一面観音等は、駒場の長語等に移された。

昭和42年(1967年)には、本殿と拝殿が阿智村有形文化財に指定された。

(2) 構造形式ほか

①本殿

本殿は、覆屋の中にある三間社流造で、柿膏の規模の大きい社殿である。 製行が2間、前1間が外陣であり、後ろ1間が内陣である。当初、中央間に未階はなかった。母屋の軸部には、門柱に縁長押・内洗長押が打たれており、頭質が入れられている。 植物を実所未付の出組としており、支輪が付けられている。 一一備を撥束としている。 妻飾に虹梁大瓶束がみられ、菱形が付けられている。 一一一年を撥束としている。 妻飾に虹梁大瓶束がみられ、菱形が付けられている。 一一年を撥束としている。 妻飾に虹梁大瓶束がみられ、菱形が付けられている。 一一年を撥束としている。 妻飾に虹梁大瓶束がみられ、菱形が付けられている。 一一年の繁垂木で、地垂木と飛檐垂木にはともに反りがわずかに付けられている。 今陣正面に平静が入れられており、内陣には板扉が付けられている。 三方に切音縁が回されており、協障子が左右にたてられて、切音欄がまわされている。 一一年には角柱が三間ともにたてられており、水引虹梁が入れられ、その両端に木鼻(象鼻)が付けられている。 実所未付の連三半の組物が配されており、中備には本嚢酸(鳩・唐獅子などの彫刻入)が入れられている。 中屋と応は各柱筋ともに海老虹梁で繋がれている。 内陣境の柱には金襴巻の紋様がみられるほか、獅子や鳥や花といった具象的な絵や幾何学的な紋様などがよく遺っており、全体に質の高い様々な彩色が施されている。

②拝殿

拝殿は、桁行3間、製売2間の社殿で、周囲を格子声や格子窓としており、屋根を入骨屋造の妻人としている。軸部には、宝石・土台の上に円柱がたてられており、縁長押・内法長押が打たれて、頭貫が入れられている。組物を平三半としており、正面中央間の中備を養束とし、他の中備を撥束としている。内部の天井を格天井とし、個々の格間に竜や花の絵が描かれている。

(3) 建築年代

①本殿

本殿の造営に関して、墨書銘(参考史料1)から、寛文10年(1670年)11月10日に手斧初めがあり、翌11年6月14日に造作が終えられ、9月1日に遷宮が行われていることがわかる。よって、本殿の建築年代を寛文11年(1671年)とすることができる。なお、本殿の大工は、この墨書銘から、林善兵衛・井口七郎兵衛であった。

②拝殿

拝殿は、墨書銘(参考史料2)から延宝3年(1675年)に建立されたことがわかる。

(4) 建物の変遷

①本殿

本殿は、覆屋で覆われてきたことなどから、保存状態がよい。現状の姿からも、 寛文11年 (1671年) の建築当初の姿をよく遺していることが確認される。ただ、 木階は当初中央間にはなく、後補である。平成22年(2010年)の修理により発見さ れた修理札より、本殿の屋根が明治28年(1895年)に葺きかえられたことがわかる。 昭和42年 (1967年) には、拝殿とともに阿智村有形文化財に指定された。

②拝殿

拝殿は、延宝3年(1675年)の建築当初の姿をよく遺していることが現状の姿から確認される。昭和42年(1967年)には本殿とともに阿智村有形文化財に指定された。雨漏りがひどかったため、平成22年(2010年)には、文化財的修理が屋根等に行われた。この修理の概要は以下の通りであった。

- ・屋根:カラー鉄板葺から銅板葺へ変更
- ・軸部: 腐朽部材の取り替え・修理、筋違補強
- ・彩色:現状のまま

平成22年(2010年)の修理で、以下の発見があった。

- ・拝殿の本殿側柱には、当初祝詞殿の接続痕が残っており、当初は、拝殿の間 口と同じ幅で祝詞殿が設けられていたことが推測された。
- ・様の笠木裏に文政11年(1828年)の墨書があり、このときに、屋根修理があったことが判明した。
- ・修理札として明治28年(1895年)の本殿屋根葺替のものがあった。

なお、本殿と拝殿の双方にわたる点として、拝殿で発見された痕跡から本殿の前面には拝殿の間口と同じ幅で祝詞殿が設けられていたと推測される。拝殿そのものは、建築当初の姿を保ちつつ、大小の修理がなされてきた。

7 指定理由及び根拠

(1) 指定基準

長野県宝の指定基準(7)建造物

(ウ)歴史上重要なもの、(エ) 学術上重要なもの

(2) 指定理由

まず、本殿が寛文11年 (1671年)、拝殿が延宝3年(1675年)である安布知神社を 建築年代から位置づける。長野県内のうち、下伊那地方で近世前期以前の建築年 代が判明している神社建築として以下がある。

- ・白山社奥社本殿(重要文化財、飯田市、永正6年(1509年))
- ・八幡神社、本殿・摂社諏訪神社本殿(重要文化財、阿南町、永正3年(1506年))
- •大山田神社相殿応神天皇社本殿(重要文化財、下条村、慶安元年(1648年))
- ・金野諏訪社本殿・若宮八幡宮本殿(重要文化財、泰阜村、元亀4年(1573年))
- ・ 萩山神社諏訪社本殿(高森町指定文化財、高森町、承応2年(1653年))
- ・鳩ヶ峰八幡宮本殿(未指定、飯田市、寛文2年(1662年))

以上より、安布知神社は、近世前期以前に建築された神社建築のうち、本殿と 拝殿ともに数少ない建築遺構である。建築年代より、安布知神社は、歴史的に重 要であり、学術上重要である。

つぎに、これまでの修理と現在の状態から安布知神社を位置づける。安布知神 社は、本殿と拝殿のあいだで祝詞殿が撤去されたと想定されるものの、本殿も拝 殿も、当初の姿が尊重された修理がこれまで施されてきた。現代の保存状態はす こぶるよい。安布知神社は、本殿と拝殿ともに建築当初の姿を今日に伝える貴重 な建築遺構である。とりわけ、本殿に施された彩色が良好な状態である。

さらに、特徴的な造形という点から安布知神社を位置づける。安布知神社には、本殿や拝殿に施された様々な美しい彩色紋様がみられる。多くの彩色紋様が組物等の意匠とあわさって全体として典雅で華やかなオーラを放っている。

全体として、本殿と拝殿に施された彩色は、菊、鳩、龍といった具象的なものがみられるほか、抽象的な紋様が幾何学的に配されているものが多々ある。この点に安布知神社の造形的な特長がある。具象的な絵にくわえ、抽象的な幾何学紋様について、今後の研究が求められる。

以上より、安布知神社は、歴史上重要なものであり、学術上重要なものであり、 後世に伝えられるべき文化財として適切に保存・管理されるべき優れた建築遺構 である。

8 調査者氏名 土 本 俊 和

9 調査票作成年月日 現地調査:平成26年(2014年)5月26日

平成27年(2015年)6月7日

参考資料 • 文献

参考資料

- 1) 墨書銘(内陣御簾つり材) 本殿 大工頭梁林善兵衛井口七郎兵衛寛文庚戌十一月十日鋹初 翌亥六月十四日 先社之通り無相違建立之御遷宮者 寛文十一辛亥九月朔日 林筑後守 記禄 之
- 2)墨書銘(内陣御簾つり材) 拝殿当社拝殿者 延宝三乙夘年 神主林杢太夫 建立之

参考文献

- 1) 市村咸人『下伊那史 第四巻』下伊那郡誌編纂会、1961年
- 2) 宮下操「安布知神社略史」、阿智村教育委員会『安布知神社』安布知神社、1972年
- 3)「伊那郡神社仏閣記」(延宝元年)、信濃史料刊行会編『新編信濃史料叢書第十四巻』信濃史料刊行会所収、1976年所収
- 4) 阿智村誌編集委員会編『阿智村誌』阿智村誌刊行委員会、1984年
- 5)長野県編『長野県史 美術建築資料編 全一巻(二)建築』長野県史刊行会、 1990年
- 6) 久保智康「安布知神社伝来の花禽双鸞八花鏡をめぐって」『伊那』第 54 巻 第 11 号、2006 年
- 7) 江下以知子「安布知神社本殿」、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 伊藤毅研究室編『阿智村駒場宿に関する都市・建築史調査』2010年所収
- 8) 信州伝統的建造物保存技術研究会編『安布知神社本殿調査報告書・拝殿修 理工事報告書』阿智村教育委員会、2014 年

ま ふ ち じんじゃほんでん はいでん 安布知神社本殿及び拝殿 (阿智村)



本殿覆屋(左奥)及び拝殿(右)



本殿



内陣の柱



内陣の撥束



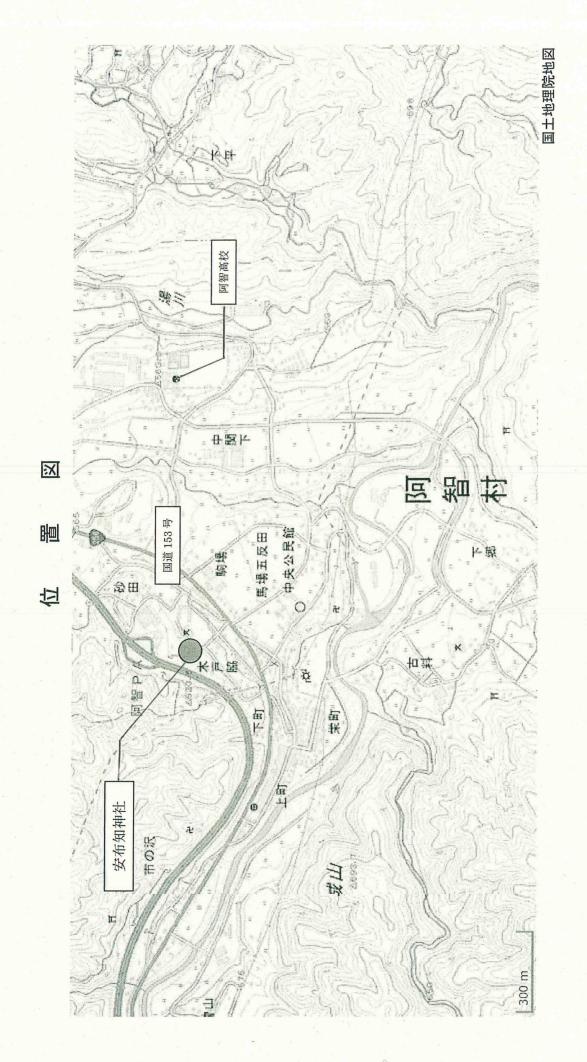
内陣の墨書



拝殿内部



拝殿の天井絵



長野県指定文化財候補物件調査票

1 種別 絵画

3 所在地 長野県佐久市協和 1054 番地 宗教法人 福王寺

4 所有者の住所及び名称 佐久市協和 1054 番地 宗教法人 福王寺

5 管理者の住所及び名称 佐久市協和 1054 番地 宗教法人 福王寺

6 現状 員数 1幅

形状 絹本著色 掛幅装

法量 縦 92.5 cm 横 51.5 cm

制作年代 鎌倉~南北朝時代(14世紀)

7 概略

[伝来]

福王寺は、寺伝によれば平安時代の大同2年(807)の開山になる古刹であり、現在、真言宗智山派に属している。寛永年間の山火事により堂塔伽藍を焼失したが、阿弥陀堂の本尊阿弥陀如来坐像(重要文化財)には建仁3年(1203)の造像銘や暦応3年(1340)の修理銘などがあり、本図の制作された時代に、当寺が在地領主の外護のもとに栄えていたことがうかがわれる。

本図の伝来については詳らかでないが、同寺蔵「財産目録」(江戸時代)に「愛 染明王軸」の記載があるという。現在、二重箱に収められており、内側の旧箱の蓋 表には福王寺の「福翁寺」の墨書がある。

[主題]

愛染明王は、愛欲貪染をそのまま浄菩提心とする、煩悩即菩提をあらわす密教尊

像である。所依の経典である『瑜祗経』は空海はじめ入唐諸家によって請来され、 密教の隆盛にともない不動明王に次いで信仰されたという。

『瑜祇経』には一面三目六臂の像容が説かれているが、図像抄本類によれば六臂 の構えや持物については異同がある。現存作例として、平安時代後期の京都・仁和 寺蔵木造愛染明王像(重要文化財)や大阪・細見美術財団蔵絹本著色愛染明王像(重要文化財)が挙げられるほか、鎌倉時代以降の彫像、画像も少なくない。

〔図様と表現〕

画面には、熾盛輪の円輪中の蓮華座に愛染明王が結跏趺坐し、その下方の蓮華座上の宝瓶から諸宝の湧き出るさまが描かれている。愛染明王は、三目で忿怒の形相を示し、獅子冠をかぶり、獅子頂に五鈷鉤が表されている。右第一手は胸前で五鈷杵を持ち、右第二手は金剛箭、右第三手は高く挙げて蓮華茎を持つ。左第一手は腹前で金剛鈴を持ち、左第二手は金剛弓、左第三手は高く挙げて拳とする。最後の手は『瑜祗経』では「彼」を持つとされ、祈願するところによって持物に変化のあることが知られている。遺例では拳とするものが最も多く、本図の像容も通形に従っている。

熾盛輪の下にわずかに離れて宝瓶が表され、肉眼ではやや不分明だが、赤外線真により、宝瓶の口から宝珠の涌き出るさまや、石畳上に宝瓶の周囲をとりかこむように蓮華座上の三弁火炎宝珠や宝珠、巻貝の配されているさまが認められる。宝瓶の正面に表された二頭の龍が向かい合う意匠は、和歌山・金剛三昧院本等にみられ、真言宗系統の然るべき図様に基づいていると推測される。

本図の表現技法は、熾盛輪、蓮華座、明王の肉身は朱で彩られ、肉身部には裏彩色が認められる。明王の頭髪、装身具、着衣の文様等に金泥が用いられ、熾盛輪の輪郭、明王の持つ弓の弦、背地と石畳との境界には截金が用いられている。現状で色調がくすみ、寒色系の顔料が暗色に変色しているが、当初は赤と金とが映えた華やかな賦彩を呈していたと推測される。

赤外線写真でみると、熾盛輪内部の火炎を表す線描は柔らかくのびやで、明王のまとう装身具は細密に、蓮華座や宝瓶は的確に描かれており、優れた線描技術をみることができる。

明王の面貌は平安時代後期のおおらかなものから、しだいに険しいものへ変化することが知られているが、本図の明王は忿怒の形相を強めている。

以上のように、目の詰んだ絹が用いられていること、典型的な図様を踏襲していること、伝統的な技法がみられることなどから、本図の制作年代は、鎌倉時代後期

から南北朝に至る14世紀前半と推定される。

[保存状態]

福王寺の本堂には、向かって右手に本図を掛用するための専用ケースが設えられており、本図は正月や施餓鬼法要の折りに公開されているという。

本図の保存状態は、図様の描かれていない上方や熾盛輪の下方に画絹の欠損が認められるほか、画絹が裏打ち紙から浮いているところが所々に散見され、画絹の欠損がさらに進むことが危惧される。当面の掛用には耐えるが、早期に修理することが望ましい。その場合、裏彩色を剥離することのないよう、そうした技術と経験のある修理者に委ねるべきであろう。

8 指定基準及び理由

- (1) 絵画及び彫刻
 - ア 各時代の遺品のうち、製作優秀なもの
 - イ 歴史上特に意義のある資料となるもの

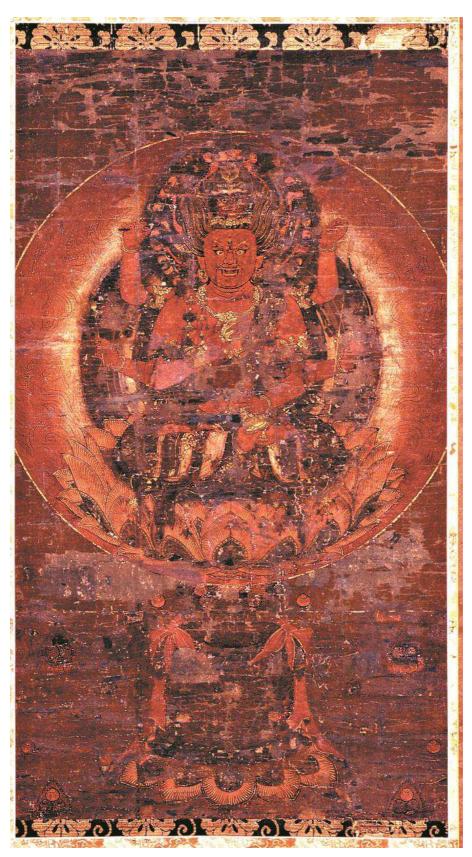
本図は、愛染明王画像の典型的な図様を示しており、画絹の欠損が惜しまれるが、 本格的な彩色技法や優れた線描技術が認められる優品といえる

本県には鎌倉時代に遡る密教絵画は少ない。本図は小品とはいえ、地方作にはみえず、当時の福王寺がこうした画像を蔵していたことを知り得ることから、歴史上意義のある作品といえよう。

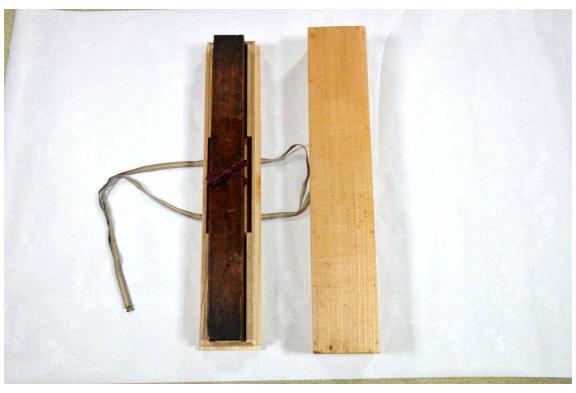
- 9 調査日 平成27年6月17日(水)
- 10 調査者氏名 吉村稔子
- 11 参考文献

根立研介『日本の美術 376 愛染明王像』至文堂、1997年 関ロ正之「細見家所蔵愛染明王画像について」『美術研究』274、1971年

けんぽんちゃくしょくあいぜんみょうおうぞう 絹本著色愛染明王像(佐久市)



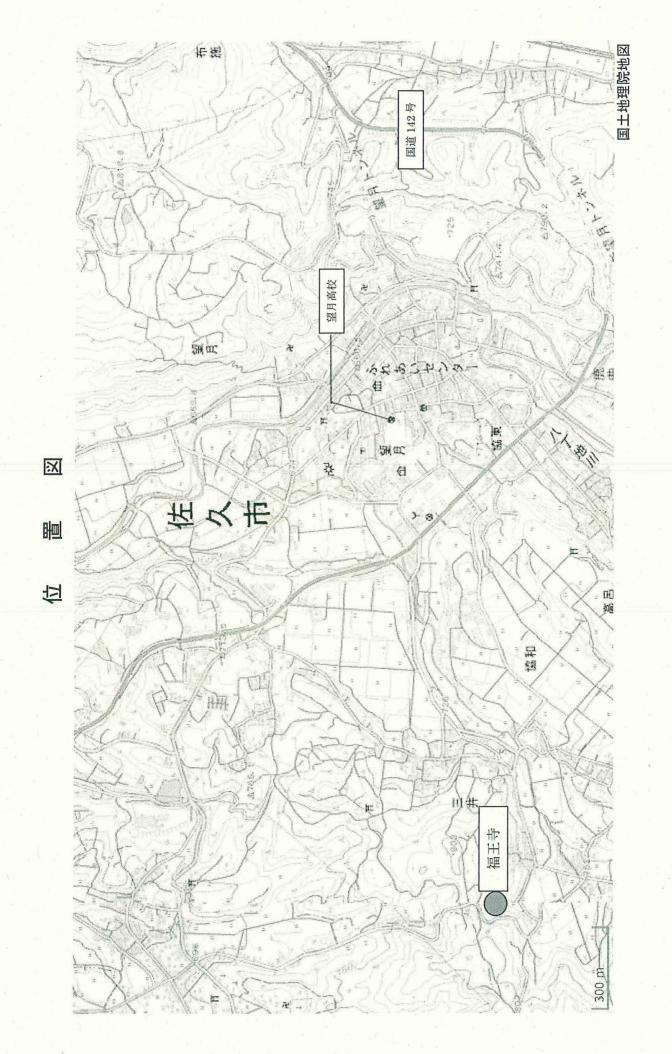
福王寺「絹本著色愛染明王像」条幅



福王寺「絹本着色愛染明王像」箱(現在二重箱に収納)



福王寺「絹本着色愛染明王像」箱 「福翁寺」墨書



指 定 解 除 物 件 の 概 要

名称	^{やおい} 八生のカヤ
所在地	中野市大字桜沢字大進 1249 番地
指定告示	平成 19 年 1 月 11 日 長野県教育委員会告示第 1 号
	樹種:カヤ (Torreya nucifera)
概況と特色	本物件は、北信地方では珍しいヒダリマキガヤで、推定樹齢は500年以上である。樹高は20m、周囲は5.86mの巨木で、株立ちになった8本の巨枝が四方に枝を広げている様相が見事なものであることから、「八生のカヤ」と呼称されてきた。 長野県内のカヤの大木は、寺社境内などに植栽されたものが殆どであり、山中で自生に見まがう大木の個体は極めて稀である。
	平成 19 年 1 月 11 日に長野県天然記念物に指定した。 平成 27 年 3 月 22 日、午前 10 時、「八生のカヤ」が根元から斜
	面に倒れ、幹・枝が折れ、約 20mの幅で斜面に流されている状況が、所有者らによって確認された。
	平成27年3月27日、県及び当該樹が所在する市の文化財保護 行政担当者が立ち会い、「八生のカヤ」が倒壊して滅失前の様相を とどめず、全壊した状況を確認した。倒壊の原因は不明確だが、 雪崩による可能性が高いと推測された。
	平成 27 年 3 月 30 日、所有者より滅失届が提出された。
指定解除理由	当該樹が根元から倒壊し、滅失したため、長野県天然記念物の指定を解除する。
解除の要件	県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を 失ったときその他特殊の事由があるときは、その指定を解除する
	ことができる。 (文化財保護条例第 31 条)

八生のカヤ (中野市)

倒壊前



倒壊後





